

令和5年度

さくら市 DX 実証実験サポート事業募集要項

令和5年4月

栃木県さくら市

【目 次】

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 提案の公募内容	1
(1) 募集対象	1
(2) 応募資格	2
(3) 採択件数	3
4. 実証実験の実施・支援期間	3
5. 補助事業の条件	3
6. 支援内容	4
(1) 経費支援	4
(2) 各種支援	5
7. 応募前の事前相談	5
8. 応募から審査までの流れ	6
(1) 応募	6
(2) 審査	6
9. 全体スケジュール	8
10. 支援の中止等	9
11. その他	9
12. 問合せ・相談窓口・申請書提出先	9

1 事業の目的

本事業は、「さくら市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針」に掲げる、「デジタル技術を活かしたサービス向上で【暮らしの便利】を実現するスマートな小都市」の具現化に向け、AI や IoT 等のデジタル技術を積極的に活用し、多様な分野における社会課題、地域課題の解消や市民が暮らしを楽しむための施策に繋がることを目指し、本市全域をフィールドとした実証実験を公募し、それらを支援することで先進的な技術の実用化に貢献することにより、本市における新たな産業の創出や誘致、本市自体の認知度の向上及び本市における行政サービスの向上を目的とします。

2 事業の概要

本市をフィールドとして実施される、DX 施策に繋がる「*先進的なデジタル技術を活用した実証実験」を公募します。

本市は、採択された実証実験に対し、実証実験に係るフィールドの提供、広報等の PR 作業、関係機関との調整、実証実験に係る費用の補助等のサポートを実施します。

<*先進的なデジタル技術を活用した実証実験>

世に出ていない新技術やサービスについて本市で実証実験を行うだけではなく、既存の技術やサービスを活かし、これまでターゲットとしてこなかった顧客層をターゲットにする、新たなビジネスモデルづくりや仕組みづくりを目指すものなどを想定しています。

なお、技術やサービス、ビジネスモデルが一定程度確立されており、単なる営業活動の一環と見なされる趣旨の提案は、先進性が乏しいと判断される可能性があります。

3 提案の公募内容

(1) 募集対象

先進的なデジタル技術の導入や革新的な運用により、本市が抱える社会課題、地域課題の解決や、本市における新たな産業の創出や誘致、本市の新たな魅力の生成

及び行政サービスの向上に繋がる実証実験であり、別紙テーマ一覧に該当するもの
とします。

<テーマ一覧>

令和5年度さくら市DX実証実験サポート事業 公募テーマ一覧

(2) 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- ア 実証実験を自ら実施できる企業、研究機関、団体（コンソーシアムを含む。）
等（以下「企業等」という。）であること。
- イ 法人格を有していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）
又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 企業等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者でないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が企業等の経営に実質的に関与していないこと。
- ク 企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ケ 企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していないこと。

- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けたことがある団体又は現に受けている団体でないこと。
- サ 企業等の役員等がコに規定する団体の代表者、主催者、その他の構成員でないこと。
- シ 本市が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて本人確認を行った場合に、当該本人確認に応じることができる者であること。
- ス 税及び地方税に滞納がない者であること。

(3) 採択件数

1～2 件程度を予定しています。

なお、不採択となった場合であっても、「経費支援なし」での事業の実施が可能であるか、別途相談させていただくことがあります。

4 実証実験の実施・支援期間

採択（令和 5 年 7 月上旬）から令和 6 年 2 月末日まで

5 補助事業の条件

ア 補助率及び限度額

補助対象経費の 1 / 2 以内、1 件あたりの上限 2 0 0 万円

イ 実証実験で得られたデータ等

実証実験で得られたデータや検証結果等については、ビジネスの競争の視点において支障を与える部分を除き、可能な限り本市に提供すること。なお、市に提供するデータは、市と協議して定めるものとする。

ウ 中間報告

実証実験を通じて市事業としての展開を望める実証実験については、実績報告に先立って中間報告を求めるので応じること。

エ 完了報告

補助事業の終了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日まで

オ その他

補助金交付手続き等については、「さくら市DX実証実験サポート事業補助金交付要綱」による。

6 支援内容

(1) 経費支援

採択した実証実験について、採択後、さくら市DX実証実験サポート事業補助金交付要綱に基づく所定の手続きを行っていただき、補助金の交付が適当と認められる場合、補助金として以下の経費を支援します。

	実証実験の実施に伴う補助対象経費
①	報償費（外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費）
②	原材料費（加工用資材に係る経費）
③	機械器具借上料（機器や器具のリース又はレンタルに要する経費）
④	消耗品費（物品（取得価格3万円未満）の購入に要する経費）
⑤	開発費（製品、サービス、システム及びソフトウェアの開発に要する経費）
⑥	通信運搬費（物品の運搬費及びデータ通信費）
⑦	賃借料（施設及び土地の借用に要する経費）
⑧	広報活動費（広告宣伝費、ウェブサイト制作費）
⑨	交通費（国内の交通費（レンタカー及びガソリン代を含む））
⑩	その他諸経費（事業実施に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費。ただし、当該事業のために使用されることが特定及び確認できる経費であること。）
⑪	外部委託費（補助事業者が直接実施できないものまたは適当ではないもので、他の事業者に行わせるために必要な経費。ただし、上記補助対象に経費

に該当するものに限る。)

- ※1 事業を実施するために必要な経費（補助金の交付決定日までに契約、履行又は取得、支払が完了した経費は、補助対象経費に含まない）が対象。
- ※2 国、地方公共団体その他公共的団体から補助対象経費に対して補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を減じた額を補助対象経費とする。

(2) 各種支援

採択した実証実験について、次の支援が可能です。

- ア 実証実験フィールドの提供
- イ 実証実験のモニターとなる地域・団体・企業等の募集支援
- ウ 実証実験に係る地域や関係団体等との調整
- エ 法制度に関するアドバイス
- オ 行政データの提供
- カ 実証実験の広報等プロモーション支援(新聞・ラジオ・市公式HP・SNS等)
- キ その他、実証実験の内容に応じた各種支援

※支援は、事務局（財政課デジタル戦略室）及び採択した実証実験内容と関連性のある部署において実施します。

7 応募前の事前相談

本事業への応募に際しては、**応募前の事前相談を必ず実施してください。**

事前相談では、想定している実証実験の概要、市に求める支援の内容などにより、事業内容と本事業実施に係る趣旨との整合性などを確認し、応募希望者に対し助言等を行うこととします。

事前相談は、「さくら市 DX 実証実験サポート事業事前相談シート（様式第1号）」により実施しますので、窓口来庁又は専用フォームにて提出してください。

■相談期間：令和5年4月10日(月)～5月12日(金)

■専用フォームURL（事前相談用）

<https://logoform.jp/form/djNm/244319>

※ 必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

8 応募から審査までの流れ

(1) 応募

応募希望者は「さくら市DX実証実験サポート事業応募申請書（様式第2号）」を専用フォームにて提出してください。

※応募前に「7 応募前の事前相談」が必要です。

■募集期間：令和5年5月8日(月)～令和5年5月26日(金)

■専用フォームURL（応募用）

<https://logoform.jp/form/djNm/246306>

※ 必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

※ 申請書類の容量が大きく添付できない場合など、専用フォームでの提出が難しい場合には、財政課デジタル戦略室に相談してください。

ア 応募書類は、日本語のみ受け付けます。

イ 提出していただいた応募書類は、返却いたしません。

ウ 採択されたプロジェクトの情報や実証実験時の写真・動画等について、市が広報活動に利用させていただく場合があります。

ご承諾いただける方のみ、ご応募をお願いします。

エ 申請書類の作成にあたっては、専門用語をなるべく避け、多くの人が理解できる内容としてください。

(2) 審査

本要項に基づき提出された応募申請書等について、事務局（財政課）及びさくら市DX実証実験サポート事業審査委員会（以下「審査委員会」をいう。）で審査し、本市予算の範囲内において実証実験の実施候補者を選定します。

なお、提出書類の不備や応募申請書等の内容が不足している等、適切に審査を行うことができない時、又は補助対象事業の履行が見込めないと判断した場合は審査

の対象としません。

ア 一次審査（応募申請書等に係る書類審査）

- ① 一次審査は書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。
- ② 提案者が4者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が5者以上の場合は一次審査により、4者以内に選考します。

イ 二次審査（応募申請書等に係るヒアリング審査）

- ① 一次審査を通過した提案を対象に二次審査を実施します。提案者は、応募申請書等の内容についてプレゼンテーション（パワーポイント等使用可）を行うものとし、審査委員会がヒアリングを行います。
- ② 応募申請書以外の資料を使用する場合は、応募申請書に記載の内容と整合が取れているものに限り、また、事前に当該資料を提出してください。
- ③ ウェブ会議システムでの参加も可能です。なお、本市が招待する場合にはZoomを使用しますが、その他のウェブ会議システムの使用を希望する場合には提案者による設定、招待等の準備を行ってください。

ウ ヒアリング審査日

令和5年6月22日（木）

エ 審査基準

審査項目	着眼点	配点
地域課題・ニーズへの合致度	・本市の地域課題を理解したものか ・地域課題の解決に繋がる提案か	20点
先進性	・先進的で新たな技術や革新的な発想を活用した提案がなされているか	20点
事業化可能性	・本市での事業化の可能性はあるか。 ・事業化に向けた課題整理等はできているか。	20点
成長性	・実用化に向けた見通しはたてられているか	10点
事業化に対する熱意	・実証実験の推進体制は十分か（人員・設備等）	10点

	・事業継続のための体制づくりはできているか	
本市で実証実験する意義	・提案企業が市内事業者であるか。(市外事業者である場合には) 市内事業者との連携はあるか。 ・本市の特徴を活かした実証実験であるか。	20点

- ※1 最低基準点を70点とし、各評価者が付けた点数の合計点数の平均点がこれに満たない提案者については実施候補者として選定しない。
- ※2 ※1の基準を上回る提案者が複数おり、その中から支援対象となる提案者の数を限定し選定する場合は、最高点を付した評価者の数が一番多い提案者から順に実施候補者として選定する。
- ※3 ※2により最高点を付した評価者の数が同数であった場合は、評価点の合計点数の高い実施提案者を上位として選定する。
- ※4 審査委員会の会議は非公開とする。

オ 審査結果の通知

審査結果は、「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援決定通知書」又は「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援不決定通知書」により通知します。

支援の決定を受けた事業者は、その後、採択された実証実験の実施に係る協定書を市と締結の上、実証実験を開始することになります。

9 全体スケジュール

- ・事前相談の受付期間 令和5年4月10日(月)～令和5年5月12日(金)
- ・応募申請書の受付期間 令和5年5月 8日(月)～令和5年5月26日(金)
- ・一次審査(書類審査) 令和5年6月13日(火)頃
結果通知
- ・二次審査(ヒアリング審査) 令和5年6月22日(木)
- ・審査結果通知 令和5年6月23日(金)頃
- ・補助金交付申請の受付期間 令和5年6月26日(月)～7月 7日(金)
- ・補助金交付決定 令和5年7月上旬予定

※ 上記各スケジュールは変更する可能性があります。

10 支援の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験の支援の中止を、「さくら市 DX 実証実験サポート事業支援中止通知書」により通知します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他、市長が中止する必要があると判断したとき。

11 その他

実証実験終了後は、概ね1か月程度を目途に実証実験の内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真・書類・データ等）を用いて、事業報告書（任意様式）を提出してください。

本市における実験結果の活用方法などについて、意見交換を行います。

本市における実証実験結果の PR や HP 等での公開等のプロモーション活動には可能な限りご協力をお願いします。

12 お問い合わせ・相談窓口、申請書提出先

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市役所 総合政策部 財政課 デジタル戦略室

担当 坂巻・森

電話 028-681-1122

メール zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp